

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 100)

府省名	経済産業省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	商務・サービスグループ	FAX	[REDACTED]
担当者名	神田、三木、林	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

(第2条第1項関係)

- ・本法における「フリーランス」について、当該事業者の業種・事業内容を問わず、役員・従業員を使用しておらず、業務委託の相手方になることをもって本法の対象となるという理解で良いか。具体的には、貨物軽自動車運送事業者のように、個別業法の対象となっている個人事業主についても、本法の対象となるか。

【質問の理由】

- ・本法における「フリーランス」と個別業法の関係を明確化するため。

【答】

貴見のとおり（業種・事業内容を問わず、対象となる）。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 101)

府省名	経済産業省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	商務・サービスグループ	FAX	[REDACTED]
担当者名	神田、三木、林	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【質問内容】

(第2条第2項関係)

・「その事業のため」について、業務委託事業者が、他の事業者に業務の差配のみを行うことを事業の内容としている場合についても、「その事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること」に該当するか。具体的には、自らは運送業務を行わず、もっぱら業務を受託し、トラック運送事業者に運送業務の委託（再委託）を行う場合であっても、「その事業のため」に役務の提供を委託することと解するか。

【質問の理由】

・本法における「その事業のため」の内容を明確化するため。

【答】

貴見のとおり（運送業務の差配のみが事業の内容であったとしても、当該事業者が再委託者（発注者）として業務委託を行っている場合は、「その事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること」に該当する）。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 102)

府省名	経済産業省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	商務・サービスグループ	FAX	[REDACTED]
担当者名	神田、三木、林	e-mail	[REDACTED]

質問及びその理由 ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
【質問内容】 (第2条第4項関係) ・フリーランスは「業務委託事業者」になり得るか。例えば、フリーランスAがフリーランスBに対して業務委託を行う場合、フリーランスAは「業務委託事業者」として本法の対象となるか。
【質問の理由】 ・実務上フリーランス同士の委託関係も想定されるところ、そういった委託関係が本法の対象となるか確認するため。
【答】 フリーランス（第2条第1項に該当する事業者）同士の業務委託については、第3条（フリーランスの給付の内容その他の事項の明示等）の規定のみ適用され、その他の遵守規定は適用されない。 (第2条第4項の「業務委託事業者」にはフリーランスも含まれ、同条第5項の「特定業務委託事業者」はフリーランスを含まない定義となっている。)